

食品安全委員会第137回会合議事録

1．日時 平成18年3月30日(木) 13:00～14:21

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・アルギン酸に係る食品健康影響評価について

(2) 企画専門調査会における審議状況について

・「平成18年度食品安全委員会運営計画」(案)に関する意見・情報の募集の結果について

(3) 牛海綿状脳症(BSE)に関する報告等について

(4) 平成18年度食品安全モニターの依頼について

(5) その他

4．出席者

(委員)

寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、見上委員、中村委員、坂本委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 道野輸入食品安全対策室長

農林水産省 川島国際衛生対策室長

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、

西郷リスクコミュニケーション官、福田評価調整官、境情報・緊急時対応課長

5．配布資料

資料1 アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム及びアルギン酸カルシウムに係る食品健康影響評価について

資料2 平成18年度食品安全委員会運営計画(案)について

資料3 牛海綿状脳症(BSE)に関する報告等について

資料 4 平成 18 年度食品安全モニターの依頼について

資料 5 食品の安全性に関する用語集（改訂版追補）（案）

6 . 議事内容

寺田委員長 それでは、ただいまから食品安全委員会第 137 回会合を開催いたします。
本日は、7 名の委員が出席ですが、1 人遅れて御出席だということでございます。

また、厚生労働省から道野輸入食品安全対策室長、また農林水産省から川島国際衛生対策室長に出席をお願いしております。

スケジュール全体につきましては、お手元の資料の議事次第を御覧ください。資料の確認をお願いいたします。

資料 1 が「アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム及びアルギン酸カルシウムに係る食品健康影響評価について」。

資料 2 が「平成 18 年度食品安全委員会運営計画（案）について」。

資料 3 が「牛海綿状脳症（BSE）に関する報告等について」。

資料 4 が「平成 18 年度食品安全モニターの依頼について」。

資料 5 が「食品の安全性に関する用語集（改訂版追補）（案）」でございます。

資料はございますか。

それでは、議題に入らせていただきます。添加物アルギン酸につきましては専門調査会における審議、情報・意見募集の手続きが終了いたしておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

國枝評価課長 それでは資料 1 を御覧いただきたいと思えます。「アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム及びアルギン酸カルシウムに係る食品健康影響評価について」でございますが、これにつきましてはめくっていただきまして 1 ページ目に書いてございますけれども、本年の 2 月 23 日の食品安全委員会で報告して、2 月 23 日から 3 月 22 日まで国民からの意見の聴取を行っております。その結果につきましては、一番後ろから 1 枚めくっていただいたところに参考と書いてございますが、提出状況ということで御意見はございませんでした。

他方、私ども事務局及び専門調査会の委員からの指摘がございまして、そこに正誤表がございまして、国民の意見、情報のときの現行案について若干の変更をさせていただきたいと思えます。修正箇所についてはその 3 点について、左に変更前、右に変更後という形で書いてございますが、そういった形での変更がございまして。

あとはアルギン酸アンモニウム、カリウム、カルシウムについての食品健康影響評価の詳細については以前の食品安全委員会で御報告しておりますので詳細は省略させていただきます。11 ページ目を御覧いただきたいと思っております。「評価結果」の結論のところ、「以上」からですけれども、引用文献の上の4行です。

「以上から、アルギン酸及びその塩類（アルギン酸ナトリウム、アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム、アルギン酸カルシウム）が添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、グループとして一日摂取許容量（ADI）を設定する必要はないと評価した。」

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御質問、御意見などございますか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては添加物専門調査会におけるものと同じ結論になりますが、アルギン酸及びその塩類が添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、グループとして一日摂取許容量（ADI）を設定する必要はないということであるよろしいですか。

（「異議なし」と声あり）

寺田委員長 では、そうさせていただきます。どうもありがとうございました。

次に、平成18年度食品安全委員会運営計画につきまして、国民からの意見募集の手続きが終了いたしましたので、事務局からお願いいたします。

小木津総務課長 それでは、資料2に基づきまして御報告させていただきます。

この資料の1枚目に書いてございますように、意見情報の募集の結果、一部の修正を加えて改めて取りまとめて企画専門調査会座長より報告がなされております。

1枚めくっていただきますと表紙でございますが、それをもう1枚めくっていただきますと目次になっております。構成は7つの部分で成り立っております。そして、その裏側が審議の経緯でございます。2月13日に企画専門調査会で議論がなされまして、案が取りまとめられました。2月16日に食品安全委員会に御報告させていただきます。その日から3月15日までの間、国民からの意見聴取を行いました。そして、今回の御報告の運びとなりました。

その次のページからが内容でございますが、この中で前回御紹介させていただいたものに加えて修正点が1か所ございます。それは、8ページの「第7 食品の安全性の確保に関する調査」で から まで項目が書いてあるその下の「また」以下の文章が付け加わっ

ております。「また、選定した調査課題については、実施計画を食品安全委員会ホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、その調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でない判断される場合を除き、食品総合情報システムにより公開する。」この部分が付け加わっております。

そして、この修正内容とその次のページから参考ということで意見・情報の募集結果についてまとめておりますが、全体で意見が5通ございました。これについて、その内容と考え方を示して整理したものでございますが、これらにつきましては企画専門調査会の専門委員それぞれの御了解を得て、そして座長から今回報告されたということでございます。この内容につきまして簡単に御説明させていただきたいと思っております。

まず第1は、「平成18年度における委員会の運営の重点事項」と「委員会の運営全般」についての御意見でございました。食品健康影響評価作業あるいはリスク管理機関の施策の実施状況について、それを振り返ってその課題を明確にする必要があるのではないかと御指摘でございます。これにつきましては、企画専門調査会において従来から基本的事項のフォローアップということでこういったものに対応しておりますし、なおかつ今回の18年度の運営計画の中にもその旨を記載しておりますので、それを御紹介しております。その下の欄でございますが、意見交換会の運営方法の向上について具体的な内容を伴うものになるよう期待する。また、その裏側でございますが、適切でわかりやすい情報の迅速な提供を求めますという御要望でございますが、その取組状況につきまして御紹介をさせていただきます。それが右側の欄でございます。

続きましてその下でございます。2ページにまいります。自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討、選定について国民からの意見を取り入れるための仕組みの検討が必要という御指摘でございます。これにつきましては、その内容が既に定められておりますので、その御紹介をさせていただきます。関係機関、マスメディアあるいはさまざまな媒体から寄せられた意見を更に関係各方面から選任された専門委員によって構成される企画専門調査会の調査審議を経て選定しておりますと、こういう仕組みを御紹介させていただきます。

続きましてその下でございますが、「食品健康影響評価の実施」につきましては、一般原則的なガイドラインの策定ということについて必要があるのではないかと御指摘がございました。これにつきましては右側の欄の第2パラグラフのところに書いてございますように、その御意見は評価書の構成とか用語の使用等についての統一というふうなお考えかと思っておりますが、各専門調査会において高度の専門性とか分野ごとの特異性などもあるの

で、そういったことも踏まえながらこれから検討していかなければならないということでございまして、運営計画を実施していく中でどのような対応ができるかということで検討していきたいという趣旨を書いております。

続きましてその下でございしますが、「リスクコミュニケーションの促進」に関しましてはわかりやすい説明資料の提供あるいはリスク管理機関が行うリスクコミュニケーションの在り方についても意見を述べるべきではないかという御指摘でございます。これにつきましては、右側の欄の3ページのなお書きのところにございますように、特にリスク管理機関との関係で申しますと、リスクコミュニケーションの事務の調整という役割が委員会にはございます。これを活用して適切な調整に努めていきたいということを述べさせていただいております。

その下でございしますが、一方的な情報提供にとどまらず実施成果を食品安全委員会にフィードバックすることや、優れた教材の共有化などということについて新たな取組として行うべきではないかという御提案がございました。この事業が18年度新たに始める事業でございしますが、この取組については右側の欄の第2パラグラフにございますように、新たな取組でございますので試行錯誤を重ね改善をしていくべきである。その中でさまざまに得られた御意見とか、あるいはそういう取組状況の中でリスクコミュニケーション専門調査会あるいは食品安全委員会において効果的なリスクコミュニケーションの手法を検討する際にそういったことについては活用していただく。また、ホームページにもそういった内容については掲載するというので取り組んでまいりたいということを整理しております。

その下でございしますが、4ページにかけての御意見でございます。リスク管理機関が行うリスクコミュニケーションの在り方について、委員会が意見を述べるなど、主体的な役割発揮も必要ですという御指摘でございます。先ほどと同じような話でございしますが、リスクコミュニケーションの事務の調整という役割を適切に果たしていくということで対応していきたいと考えております。

第6でございしますが、「食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」につきましては、食品安全総合情報システムの運用についての御意見がございました。情報の収集方法、収集内容についての御意見が1つ。また、情報の共有、そして開示の方法についての御意見、また3番目が事業者とか消費者等も含めて広く収集された情報についての取扱いなどについて貴重な御意見をいただいておりますが、このシステムの運用をしていく中でこういった点について配慮していくということで整理させていただいております。

続きまして第7、5ページの中ほどでございますが、このところは調査の実施計画、そしてその調査結果について公表するということについての御提案でございました。そして、実際の運営計画についての修文ということが提案されておりましたので、先ほど申しましたような修正を行っております。

あとはその下でございますが、「その他」ということで直接運営計画には関わらない御意見なのですが、それについても整理させていただいております。欧米型の動物性たんぱくとか、脂肪のとり過ぎ等についての御指摘であります。これらについては関係省庁にお伝えいたしますという整理をしております。

6ページにまいりまして、委員の改選に当たって消費者の代表が委員になることを強く要請しますということでございますが、これは法律に定められておりますように、委員は食品の安全性の確保に関して優れた識見を有する者のうちから両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命するとされておりますので、この規定に基づいて改正の手続きを進めてまいるということを整理させていただいております。

6ページの下でございますが、食品安全全般についてであります。食品安全委員会で取り上げるテーマについて優先順位を付け、それに基づき重要度の高いものから処理する必要があるということでございます。これは全般の運営についてでございますが、取り上げる案件につきましては緊急性、重要性を参酌して優先度を付して処理をしております。また、個別の案件につきましては科学的知見に基づく調査審議を行う上で、必要なデータの提出状況等を踏まえて効率的なリスク評価を行っておりますということを整理しております。

続きまして7ページの方でございますが、添加物とかポジティブリスト制度への移行のための事務量の増大に対して事務局の強化が必要ではないかという御提案でございます。記載されている事柄はリスク管理機関が実施する内容のことが主でございますので、それにつきましてはリスク管理機関にお伝えする。また、そのポジティブリスト制度の導入等に伴いまして評価案件自体が増大するという面もございまして、その評価体制の強化ということについては18年度に対応しておりますので、その内容について記載させていただいております。

8ページにまいりまして、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）と食品衛生法との整合性の確保です。まさにここはリスク管理の問題になりますので、その点につきましてはリスク管理機関にお伝えしますということで整理させていただいております。

この結果、次のページにございますように一部修正をして再度取りまとめておりました、それが企画専門調査会座長から3月29日付けで報告がなされております。以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明内容に関しまして、何か御意見ございますか。質問でも結構です。

よろしいですか。それでは、本委員会といたしましては平成18年度食品安全委員会運営計画をこのとおり決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

寺田委員長 どうもありがとうございました。それでは、4月からはこの運営計画に従い、しっかり委員会を運営していきたいと思っておりますので、皆さん御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、次に3月28日と29日に米国産牛肉輸入問題に関する日米専門家会合が開催されましたので、その結果を含め、ここ最近のBSEをめぐる国内外の状況に関しまして、管理機関であります厚生労働省及び農林水産省から報告があります。

まず初めに資料3-1の「米国産牛肉輸入問題に関する日米専門家会合の概要」について及び資料3-2の「米国の「日本向け牛肉輸出プログラムに関する調査結果・対策報告書」に関する照会事項に対する米国からの回答の日本語訳(仮訳)の公表について」、厚生労働省の道野輸入食品安全対策室長、それから農林水産省の川島国際衛生対策室長、よろしく願いいたします。

道野輸入食品安全対策室長 それでは、資料3に基づきまして御説明申し上げます。

まず資料3-1に、昨日公表いたしました「米国産牛肉輸入問題に関する日米専門家会合の概要」ということで資料を提出させていただいております。

ただ、ここをいきなり説明してもなかなかわかりにくいと思っておりますので、その前段として米国とのやり取りがございます。それが資料3-2でございます。これにつきまして先に御説明をしたいと思います。資料の3ページ以降でございます。

以前、米国の方から報告書が提出されたということを受けまして、委員会でもその内容について概要を御説明させていただいたところでありますけれども、その内容につきまして3月20日に厚生労働省、農林水産省から米国側に照会した結果が一応返ってまいりまして、それについての翻訳を3月20日に公表しております。これが「米国報告書に対する照会事項への回答」ということで資料の3ページ以降ということになります。

昨日、一昨日の専門家会合につきましても、特にこの全般的な事項について主に議論が

されたというふうに御理解いただければいいかと思えます。日本側の問題意識ということ
をこの「米国報告書に対する照会事項への回答」で御説明をまずした上で、昨日の結果に
ついて御説明したいと思えます。

報告書全般に関する事項といたしまして、3ページの一番下の(1)にございますよう
に、米国から日本に輸入条件に適合した牛肉が輸出されることの体制の確保ということに
ついては、米国側の施設の認定であるとか、農務省食品安全検査局(FSIS)の検査だ
とか監視、それから施設のモニタリング、要するに施設側の管理ですね。それから輸出証
明というような担保措置のそれぞれが適切に機能することというのが基本になっているわ
けでございます、そういったものが機能することによりプログラムが結果的に遵守され、
適合否が日本に届かないという仕組みになっているわけでございますけれども、結局のと
ころどうして生じたのかということをもつ目の問い掛けとしております。

4ページの上の方に米国側の結論めいたことが書いてございまして、「今回の事案は、認
定されたQSAマニュアルに当該施設が従わなかったこと及びその逸脱をFSISの検査
官が探知できなかった結果として発生した」と、こういったことでこの2つの要因が原因
だというふうに米国側は回答してきているわけでございます。

次の「各段階における問題点を総括的に整理、検証すべきではないか」ということにつ
いては、特に先ほど申し上げたような各段階の評価ということもこちらとしては求めたわ
けですけれども、再発防止策が並べられているだけと、こういったものがこの回答だった
わけです。

次に、米国の報告書の中では本件については非常に特異的なもの、ユニークなものだっ
たということでありましたので、その特異的なものというのはどういうことなのかという
ことで照会したのが2番目でございます。

ここに書いていますのは、農務省食品安全検査局(FSIS)の検査官が実際にその施
設に対日輸出があったことであるとか、それから対日輸出プログラムそのものを知らな
かったということの事情について書かれているというようなことであります。

それから5ページに移りまして、「他の対日輸出施設の認定及び検査は適切に行われ、今
回と同様の事案の発生の可能性はないのか」、要するにユニークではないかどうかというこ
とが1点と、これと裏返しの話なんですけれども、ほかの対日輸出施設は大丈夫なのかと
いうことであります。

米国側の回答としては、「全ての監査時のチェックリストと報告書の検証により、アトラ
ンティック社とゴールデン社に対するものも含む、全ての監査/認証は適切に行われたと

断定された」ということで、他施設も含めて米国側の認定作業は適切だったんだというような回答になっております。

あとは、この質問に対する回答の残りの部分はそういった事案についての問題に対しての改善策ということで、農務省食品安全検査局（FSIS）の検査官が輸出向けの施設が認定のための申請から始まって最終的に認定され、輸出をするという各段階で認定を実際にやっている農務省農業販売促進局（AMS）というところとの連携を強化しましたということであるとか、それから農務省食品安全検査局（FSIS）の検査官のトレーニングプログラムなどを導入したというふうな再発防止措置があると述べられている。そういうような回答だったわけでありませう。

6ページに入りますと、農務省農業販売促進局（AMS）に関する事項ということでやはり審査において本当に問題がなかったのか。要するに、認定について問題があったということになってくると他施設の認定についても大丈夫なのかということになってくるわけですので、その点について聞いているわけでございます。

しかし、ここでも同じようなことが述べられているだけでありまして、結局米国側としては当該施設の認定についての問題というのは、この回答の中では認めていないということ。それから、ほかの施設につきましても適切に行われたというようなことで回答がきているわけでございます。

7ページの(2)以降、認定に当たった担当者は適切な能力を持っていたのかとか、(3)の方は施設が理解をしていなかったということであればその従業員の能力について適切に認定のときに本当に評価はできていたのかというようなことについて照会をしたわけでございますけれども、要するに責任者レベルに確認して適切な能力なり知識を有していたというような回答になっております。

それで、ほかの施設については過去のそういう監査記録だとか、輸出先からの問題提起等々も含めて問題はない。要するに、直接には調査は何もやっていないんですが、問題はないんだというようなやり取りがずっと終始していたわけでございます。

それで、資料の3-1に戻っていただきます。ページ数でいくと1ページでございます。昨日、こういった事前のやり取りを前提といたしまして日米専門家会合ということで一昨日と昨日に実施したわけでございます。米国側の出席者は農務省の関係の担当者、日本側は外務省、厚生労働省、農林水産省ということでございます。

まず「会議の概要」にあります(1)ですけれども、今、申し上げたような農務省の各機関の問題、農務省農業販売促進局（AMS）や輸出の認定をやっているところ、それが

ら農務省食品安全検査局（F S I S）、実際に検査をして証明書を出すところ、それから当該認定施設それぞれの問題、更に米国が講じている再発防止措置等の改善措置、これは一部でありますけれども、こういったことについて説明があり、当方からも具体的な内容の確認であるとか、考え方について米国側にただすというような流れでございました。

2番目にまいりますと、まずは当該施設についての認定が実際に適切だったのかどうかということで、それはもっと言えば原因は何だったのかというところに尽きることになるわけですが、**「当該2施設において今回の事案が起きた経緯、農務省農業販売促進局（AMS）により認定された対日輸出施設のQ S Aマニュアルに改善すべき点があったこと等、日米間で一定の共通認識が得られた」ということ**であります。

それで、1つは当該2施設というのが対日輸出という観点で言うと地域的にも畜産の中心の中西部から外れた東部にあったというようなこと、それから子牛肉を輸出するという意味ではこの2施設だけであったというような背景事情は確かに米国側の言うとおりですねということがあります。

それから、農務省農業販売促進局（AMS）により認定された対日輸出施設のQ S Aマニュアルに改善すべき点があったこと等、これは当初米国側は認定については全く問題ないということであったわけですが、実際に米国側から公表されたQ S Aマニュアルの中には、記述についてやはり具体性に欠ける部分であるとか、それから責任者レベル、マネージャーレベルの人たちは知識を持っていたのかもしれないけれども、その下まで、その実際の担当者レベルでの実施能力というところまでアセスメントできていなかったのではないかと。そういったようなことについては米国側もそれについては認識を同じくしたということございまして、内容としては、**で今回の事案は問題の施設が認定されたQ S Aマニュアルに従わなかったこと、それを農務省食品安全検査局（F S I S）の検査官が発見できなかった結果、発生した。これは直接的な原因という意味では米国が言っている原因ということ**でしょう。

ただし、その遠因というのか、誘因というのか、直接こうだったから直接の原因かどうかというのは別にして、問題となった施設の認定において、当時の判断としては手続きに従って認定が行われたものと、これは国際標準化機構（ISO）の手続きに従ってやられているというようなこと。それから、農務省農業販売促進局（AMS）から出された認定の際の記録だとか、そういったところから見れば、定められた手続きに従って認定は行われたということなのでしょうけれども、ただ、振り返ってみるとやはりマニュアルに具体的、それから現実的なものがあったとすれば、今回の事案を防ぐことができた可能性は高

まっていた。そういったような要因がある。それは具体的には先ほど申し上げたようなマニュアルの記述の問題、それから施設の実施能力、実効性の評価という点においてそういった問題があったのではないかとということであります。

(3) は今後の話でありますけれども、新聞情報などでは米国側は最終段階というようなことを言っていますが、今、御説明したとおりで日本側の主要な全体的問題意識について昨日、一昨日とディスカッションができたというようなことございまして、まだ外交ルートを通じて確認している事項も多々ございます。

また、先日発生しました香港での事例についても昨日に照会はしたんですけれども、まだ具体的な答えは得られていないというようなことございまして、今後まだまだ確認していかなければならないこともあります。それから、以前も申し上げましたけれども、本件については米国のシステムの信頼の問題ということもありますので、リスクコミュニケーション等々を通じて慎重に判断をしていくべき問題だろうと考えております。

そういったことで(3)にございまして、日本側では消費者への説明会ということで、これまでの経緯についてできるだけ米国からも更に情報を得て説明会を実施していくというようなことです。それから、米国側においては今後日本側が提示する調査項目、これは米国側からは昨日、一昨日得た情報に加えて更に詳細な情報を得た上で具体的に、では他の対日輸出施設について先ほどのマニュアルの記載状況なども含めて問題はないかどうか再調査をすると米国側も言っております。対応するということになっておりますので、その調査項目も含めて整理をして、米国側で再調査を行うというようなことです。それから、今までアナウンスしているような改善策についての具体化を引き続き進めていく。まだ途上のものもあるようですので、そういったことを米国側は取り組んでいくというようなことが次のやるべきこととして整理をされております。

その次の段階の話というのは、あくまでもこれは結果を踏まえて対応を検討する。そういうようなステップになってございます。

資料の3-1と3-2については、簡単ですけれども、以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。川島室長から何か付け加えることはないですか。

川島国際衛生対策室長 遅れて申し訳ございません。特にございません。

寺田委員長 では、3-1と3-2の説明に関しまして何か御質問、御意見がございませぬか。

本間委員 消費者等への説明会を実施すると書いてありますね。こういうときには、説

明する方は日本のスタッフの方だけがされるということなんでしょうか。それとも、米国の関係のある人が直接するとか、そういうような意向はあるんでしょうか。

道野輸入食品安全対策室長 現時点では米国側の説明者というのは今のところ具体的な人を考えておりませんので、むしろ日本側の行政機関として受け止めた事実についてありのまま説明をしているいろいろな御意見を伺っていくというような考え方で進めたいと考えております。

寺田委員長 ほかにございますか。

質問なんですけれども、Q S Aは各施設に対して違うものなんですか。

道野輸入食品安全対策室長 各施設でつくられているQ S Aマニュアルというのは、例えば大手のパッカーを私も幾つかは見ているわけですけれども、企業ごとにほぼ同じような構成になっていて、それぞれの工場の特異的な部分を変えてあるような構成になっているものもあります。そういう意味で、企業内においてもそういう違いがありますし、企業間ではかなり記述しているレベルとか、詳細さとか、そういった部分も違いますし、それから責任者を任命するレベルとか、そういうものも若干異なっているというふうにこちらでは考えております。

寺田委員長 それで、オープンにはできないでしょうけれども、例えば日本の政府の方が今の38の施設の書類を実際に見られるようなチャンスはあるわけですか。

道野輸入食品安全対策室長 実は12月に実施した現地での査察の際には、もちろん行った施設のQ S Aマニュアルはすべて見てきております。

ただ、やはり企業サイドとしては対外秘にしておきたいものということがございまして、コピーを持ち帰ることは一応できないということで、こちらとしても内容が適切であればそれでいいという判断はございますので、あえて持ち帰るということは向こうのルールもありますのでしませんでした。

寺田委員長 大きな問題としてアトランティックですか、そこでマニュアルが現実的でなくて抽象的過ぎて実際にはちゃんと伝わっていなかったというのが1つの原因だと言われていて、それは変えられるんだと思うんですけれども、どういうふうに変ったのかということが見られるわけですね。

道野輸入食品安全対策室長 アトランティックとゴールデンはもうリストからは削除されているので、今後認定する予定もないというふうに米国サイドは言っております。

ただ、これから残りの施設を確認していく中で、実際に改善事項があった場合にはどういった内容だったのかということについては確認していきたいと考えています。

寺田委員長 もう一つ、向こうからの報告書を見ましたら、ほとんどのところがチェックポイントが書類上の話なんです。あるいは研修しましたとか、テレビ会議をやりましたとか、それが有効であったとかちゃんとわかってもらったというような検証というのはどういうふうに向こうは考えておられるわけですか。

道野輸入食品安全対策室長 1つは農務省食品安全検査局（F S I S）の検査官の研修ということがございまして、それに関してはC D - R O Mで研修材料の提供ということで、その内容は一応ガバメント・ガバメントだと言っていますので公開はできないんですけれども、その内容は確認しています。

それと同時に、その研修を受けた人に関しては試験をやって、合格点を取れなければだめですということになっていますけれども、あとは中身の問題ということになるかと思えます。

寺田委員長 それから、E Vプログラムについては全体に平均的と言ったらおかしい話ですが、各施設にどのくらいあるんですか。例えばどこかの国はまず1つでしょう。いわゆる異なったタイプのE Vプログラムがどれくらいあるんですか。

道野輸入食品安全対策室長 施設ごとの数というのは当然ばらつきがありますがけれども、大分前と言っても1か月以内ですが、私の方で米国農務省（U S D A）のホームページを確認したときは、日本以外で確か12くらいの国が横に並んでいまして、それぞれの施設でどこを取っているという表が公開されているんですけれども、日本の表は別ですので、日本以外でそれだけ少なくともあるということです。

寺田委員長 わかりました。ほかに何かありますか。

寺尾委員 ちょっとお尋ねしたいんですけれども、1つは米国は今回の事件について原因とか、そういうものを説明したわけですね。それで、日本側はそれにつきまして説明を一応皆、納得をしたということになるんですか。つまり、双方の意見がかみ合わなかったという点はなかったかどうかということです。

それからもう一つ、これから米国は何か改善策を具体化すると（3）に書いてございませぬ。これは米国が改善策を具体化したときに、事前か事後か知らないですけれども、とにかく日本側に連絡をしてきて、日本側の了解を取るのか。あるいは、これは米国の問題だから、それは一応こういうふうにしましたとただ通知をするだけなのかどうか。そこら辺の手続き的なことはどういうふうになっているんでしょうか。

道野輸入食品安全対策室長 まず議論の中でかみ合ったこと、かみ合わなかったこととありますが、農務省の基本的なスタンスとして例の調査報告書に関して別添でいろいろな

人の宣誓供述書といいますが、それに近いようなものがありますけれども、基本的には施設の人と、それから農務省の職員の言っていることで一部かみ合わないようなところがあります。それで、そういうところは基本的には農務省は自らの職員ですから、農務省の職員が言っていることを基本に考え方を整理しています。こちらとしてはもちろんそれを信頼するということになるわけですが、どうしてそうなっているかということについては今後細かく確認をしていかなければいけないなというふうには考えています。

それから、先ほど委員長が御指摘されたような、いろいろな改善措置をやっているのもその有効性の問題ですが、昨日、一昨日ではそんな議論をしていませんので、そういったところも確認していかなければならない。

ただ、米国側のスタンスとしては、やはり米国のシステムの信頼性をどうやって日本側に理解してもらうかというスタンスではいるので、その基本的なスタンスでの大きな違いというものはなかったのではないかと考えております。改善策については今、申し上げましたけれども、まだこれからということですし、実際に途中というものもございますので、これからいろいろなやり取りをしていく中で、また米国側の他の対日輸出施設での調査で問題が出てくれば、そういったことについても対処していかなければなりませんので、その辺はこれからということだと思えます。

寺尾委員 そうすると、これからのスケジュールというのはいつぐらいまでにその改善策を決めるとか、そういうものはまだないんですね。

道野輸入食品安全対策室長 はい。今のところタイムスケジュールというものがはっきり決まっているわけではございません。

寺田委員長 ほかにございますか。

これは直接、昨日、一昨日の話ではないんですけれども、前にもちょっとお願いしたのですが、できれば日本の業者の方が向こうから牛肉を輸入する場合にどういう手続きでどういう窓口を通過してどこの段階でこの農務省食品安全検査局（F S I S）とか農務省農業販売促進局（A M S）が関与しているのか、まだぴんとこないんです。それは直接の話ではないけれども、理解をするために何かの機会に図示みたいなものでわかればお願いいたします。

何かほかにございませんか。

寺尾委員 日本側は消費者への説明会を実施ということですが、これはどの段階でなさるのか、何か予定はございますか。

道野輸入食品安全対策室長 まだ具体的なスケジュールは決まっていませんけれども、

一応事前に通知をして募集をしてということで、できるだけ私どもの把握している事実なり、米国の考え方については詳細に説明しようと考えております。

寺田委員長 ほかにありますか。

先ほど言われました香港のものはまた後からくるわけですね。それなどによって特異な問題なのか、全体の問題なのかということでちょっと関与してきますね。

それから、先ほどの繰り返しになりますが、新聞などを見ますと一定の共通認識があったということですが、どういうところが共通認識でしょうか。要するに、米国は一生懸命やって真摯に対応したという意味ですか。問題解決に前向きにやろうと。

道野輸入食品安全対策室長 もちろんそういう部分もあるとは思いますが、具体的には資料3-1の(2)の部分です。要するに、米国側としては直接の原因というものはの方だと言いつけているわけですが、実際にはやはり改善すべき事項というのが振り返ってみればあるのではないですかということで日本側からかなり具体的な例も挙げて話をしまして、一応こういったことについては米国側も同じ認識を持ったということですので、全体としてということではなくて(2)のこういった内容について共通の認識が得られたということでございます。

小泉委員 今まで2回ほど査察に行かれていますね。今回もし再開するとすれば、査察は日本から行って査察したところから始められるのですか。それ以外はもう輸入しないとか、そういうことはあるのでしょうか。

道野輸入食品安全対策室長 再開というのか、再々開というのか、よくわかりませんが、その手続きに関してはいろいろ国会などでも議論がございますし、これからもまた消費者の方々に御意見も伺いながらと思っております、もちろん米国のこれからの調査結果、特に他の対日輸出施設ですね。そういったものや、もろもろの状況を踏まえて、そういった段階になればどういうふうな条件であるべきなのかということやはり整理をしていく必要があると思っておりますけれども、現時点ではそういったところまでは決めておりません。

寺田委員長 ほかにございませんか。

ですから、今の段階ではタイムコースがどういうのかはわからないわけですね。わかりました。

もう一つ、細かいことですが、米国農務省(USDA)の次官代行のランバートさんが米国の専門家会議の代表的な感じで来ておられるわけですが、その方がこれからずっとやられるんですか。要するに、同じメンバーがやっていくのか。ころころ変わるのか。

どんな感じですか。そんな話はなかったわけですか。

道野輸入食品安全対策室長 具体的にメンバーをどうするかということは議論していませんけれども、ただ、再開というか、2年前から担当レベルの責任者としてランバート次官代行は基本的には常に窓口になっておられますので、そういったことではないかと思えます。

寺田委員長 ほかにございませんか。

BSEに関連いたしましてリスク管理機関より御報告をいただきましたけれども、この前の132回の委員会の会合において日米の牛肉の問題に関する米国政府の報告書に関して御報告をいただきました。その件に関しましては、私どもの専門調査会の専門委員にも報告書を渡しまして、何か御意見があればということでしたけれども、特段の質問等はなかったようではありますが、今日の御報告に関しましては事務局より是非専門調査会の委員の先生に情報提供を行ってください。

また、本日、米国産牛肉輸入問題に関する日米専門家会合について報告をいただきましたが、先ほどおっしゃいましたように幾つかの点におきまして日米のリスク管理機関同士、共通の認識が得られたようであります。限られたという意味ですけれども、当然のことですが、会合というのは何はともあれ有意義であったと思えます。

しかし、一方、多分日米でこれから議論していかなければならない課題もまだまだ残っているようでありますので、厚生労働省及び農林水産省におきましては本日委員から出た意見、質問なども含めて適切な対応をお願いしたいと思います。

何はともあれ、これは日本の国民が納得するということが非常に重要なので、適宜十分な説明を行うようお願いいたします。まだわかっていないときに変な説明をやりますとかえってまずいのですけれども、大体こちら辺で説明すべきだということになりましたら、是非そこをお願いいたします。

それから、先ほどもそういう意味で言ったのですけれども、本件の解決のためには日米のリスク管理機関同士で十分な意思疎通を図ることが重要でありますし、そのためには人と人との意思の疎通も国際的なものでも非常に大事だと思えますので、その点をよろしくお願いいたします。

それから、先ほど言われましたけれども、何かまた質問事項とか、こういうことがあったら外交ルートを通じて向こうへ管理機関がいろいろやり取りされるようなので、委員の先生方も質問などがありましたら是非この事務局を通じて管理機関にお話をしてください。

また新たな情報が入ってくると思いますが、委員会としても節目ごとに厚生労働省及び農林水産省から報告を受けていきたいと思っておりますので、今までどおりよろしくお願いいたします。

そういうことで御苦労様でございました。なかなか大変だと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、次に資料 3 - 3 の「カナダにおける日本向け牛肉認定施設の査察について」、資料 3 - 4 の「米国での 3 頭目の B S E 感染牛について」及び資料 3 - 5 の「牛海綿状脳症 (B S E) 確定診断の結果について」、御説明をお願いいたします。

道野輸入食品安全対策室長 それでは、資料 3 - 3 の「カナダにおける日本向け牛肉認定施設の査察について」につきまして御説明申し上げます。資料の 29 ページをお開きください。

3 月 12 日から 3 月 19 日までの 7 日間ということで、カナダの対日輸出施設、パッカー 5 施設と、それから関連施設ということで、厚生労働省、農林水産省の担当者 2 名が査察を実施いたしました。

カナダにつきましては 12 月にも査察をしておりますので、この出発した時点で 9 施設が対日輸出施設として認定されておりました。それで、12 月分の 4 つを差し引きますと残りの 5 施設を一応すべて見てくるということで、今回の査察は実施いたしました。

結果といたしましては、全体として月齢確認であるとか S R M の除去、分別管理、そういったことについてどの施設においても大きな問題はございませんでした。

しかし、31 ページの方にちょっと詳しく書いているんですけども、これは向こうでも査察をしている最中に対応した件でございますが、カナダの一輸出施設である X L フーズというところに関しまして、実はその査察の前の週に認定をされていたところだったわけですけれども、カナダ政府の手続きではその地域といいますか、ブロックの事務所から獣医官が出向いて、最終的に現地確認を行って対日輸出施設として認定するというふうな仕組みになっているわけですけれども、その最終的な現地確認が行われていなかったということが判明いたしました。それが現地時間で 14 日ということでございます。

それで、日本側としては現地、それから在京大使館に対しまして当該施設の認定は日本側としては受け入れられませんよということをお伝えしましたところ、15 日に当該施設については除外するというのでカナダ側から一応回答がございました。

ただ、この施設は実際には施設の調査をやっていく中でこういったことがあったということもあって、施設の内容自体はその基準に違反するような内容はなくて、大きな問題

はなかったということでありまして、手続きについては日本側との約束ということがございますので、この施設の認定については日本としては受け入れられませんよということに対応いたします。

ただ、この施設は前の週に認定されたということもございまして、これまでの対日輸出実績はございませんでした。

資料3 - 3については以上でございます。

川島国際衛生対策室長 それでは、資料3 - 4でございます。米国で3頭目のBSEが見つかったことについてでございます。

3月13日に米国農務省(USDA)でこの件について発表がございまして、15日の確定診断で陽性と判定をされたということでございます。

当該牛の概況でございますが、10歳以上の雌牛で、アラバマ州で飼養されていたものです。処分にあたりまして、歩行困難という症状を呈していたということで埋却処分されたという状況でございます。

飼育歴等につきましては2の に書いてございまして、現在調査中ということのようでございます。

検査結果でございますが、10日にエライザで陽性、13日にウエスタンブロットで陽性、15日に免疫組織でも陽性ということでございます。

飼料については、現在調査を継続中というふうに報告されてございます。

同居牛等の追跡調査でございますが、産子が2頭特定をされておりますが、その他の同居牛につきましても現在調査中という状況でございます。

なお、この牛につきましては食用、飼料用に供されていないという状況でございます。以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。何か御質問などございますか。

それでは、続けてお願いします。

道野輸入食品安全対策室長 それでは、続きまして資料の3 - 5の国内におけるBSEの感染牛の確定診断の結果ということで、今回2件でございます。

恐縮ですが、資料の最後のページになります。通算で23頭目と24頭目ということで、この横表と合わせて御覧になっていただければいいかと思っております。

23例目につきましては、3月13日にと畜されたホルスタインの雌でございます。68か月齢ということで、北海道のと畜場にと畜解体されたものということでございます。本例につきましては北海道大学、帯広畜産大学で確認検査をやってございます。なお、と畜前

の臨床症状というものは何もなかったということでございます。

確認検査の結果としては、ウエスタンブロット、免疫組織化学検査、病理組織検査、いずれも陽性ということでございまして、所見も典型的なものということでございました。それから 24 例目でございますけれども、これが 3 月 13 日に長崎県の佐世保のと畜場でと畜解体された牛でございまして、3 月 17 日に確定診断をしております。生年月日は平成 4 年 2 月ということで、月齢としては 169 か月齢ということでこれまでで最も月齢がいつている。それから、以前に生まれた。平成 4 年ということで生まれの年月日は一番古いものとなります。品種につきましては黒毛和種ということで、肉用種としては初めてというような事例でございました。

確認検査につきましては、国立感染症研究所で実施いたしました、と畜時の臨床症状としては起立不能です。3 月の初めにどうも起立不能になって、その後、出産をしたのですが、ただ出産後も立ち上がれないということで、来たときは一応股関節脱臼というような診断も付いてきたというふうにっております。

確認検査の結果でございますけれども、ウエスタンブロット、免疫組織化学検査、病理組織検査、いずれも陽性ということでございます。

ただ、ウエスタンブロットに関しては、検出された異常プリオンたんぱく質のパターンが典型的なものではなかったという所見が見られておりまして、資料 3 - 5 はページがないんですけれども、めくっていただくと「従来型との glycoform 及び非糖鎖型の分子量の比較と他の抗体（6H4）との反応性」ということで資料を付けさせていただいておりますけれども、上の段が 44B1 という抗体です。それから、下から 6H4 という 2 種類の抗体を使ってウエスタンブロットが実施されております。

それから、例の 1、2、3 につきましては従来日本で見ついている BSE 陽性例のものでございます。和歌山例、神奈川の 5 例、それから神奈川のもう 1 例は 10 例目ということでございます。4 が佐世保、今回の事例ということでございまして、いずれの抗体を使った場合においても、典型的なものについては濃くてちょっと薄くなってうんと薄くなるというのがウエスタンブロットの影像パターンなわけでございますけれども、本件については薄い、濃い、薄い。ちょっと薄いという感じではないですが、少し少ないというようなパターンになっておりまして、実はイタリアで見つかった非定型例とウエスタンブロットの影像は非常によく似ているというようなことでございました。

ただ、免疫組織化学検査の結果につきましては従来のもものと近いということでございますけれども、本件につきましては引き続きこの異常プリオンたんぱく質の性状を動物試験

等によって確認をしていくというようなことで診断の専門家の会議の方で決定されております。以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございます。どなたか御質問がございましたらどうぞ。

中村委員 カナダでもいいですか。カナダの牛肉というのはあまり話題にならないんですけれども、向こうはどうなんですか。日本への輸出意欲というか、結構持っているんですか。スーパーなどで見ても、ほとんどカナダ産牛肉というのはテーブルミートとして見たこともないし、業務用に多少入っているかとも思うんですけれども、その辺はどんな具合なんですか。

道野輸入食品安全対策室長 カナダの主な輸出先は、私どもが承知している範囲ではやはり米国が多いと聞いております。日本向けには、査察から帰ってきた時点ですから、今月の20日過ぎの時点で100 tぐらい去年の12月から輸入がされております。

中村委員 それで、今米国とカナダの間の牛肉の貿易の条件というのは現行はどういうふうになっているんですか。

道野輸入食品安全対策室長 30か月齢以下で骨なしのものということで、当然危険部位は除くというようなことだったかと思えます。ひょっとしたらもっとあるかもしれませんが、今、私の御説明できる内容としてはそういったことがあると思えます。

寺田委員長 ほかにございますか。どうぞ。

見上委員 資料3の一番後ろの24例目までのリストアップがありますが1つお聞きします。一番下に書いてある注3ですが、これは8頭目のものですね。8頭目は糖鎖パターンが今までと違うのですが、この場合は別に定型とも非定型とも言っていませんね。それで、今回見つけた注6のものは非定型とは言わずに定型的なものではなかったと書いています。その辺の整理の仕方と、それから24頭目の黒毛和牛に関しては病原性を調べて、その結果を見てからBSEか否かを判断するのか、あるいは、非定型も定型も全部BSEなんですか。その辺を教えてください。

道野輸入食品安全対策室長 注3にあるのは例の8頭目ですね。それで、当時の議論といたしましては、異常プリオンたんぱくが蓄積したということで確認できたものについてはプリオン病で、牛のプリオン病で今、知られているのはBSEであるということで、BSEという診断をされたというふうに記憶しております。

それから、非定型かどうかということは、8頭目のときも、要するに専門家会議での議論ではウエスタンプロットの影像パターンが定型的ではない。非定型的だということで表現をしていたわけですが、報道などもそうなんです、時が経過するうちに非定型

BSEというふうに言われておりますけれども、典型的なものでないという意味では今回のものに関して画像パターンが異なるということで同じ定型的なものではない、非定型というふうに整理をされたと受け止めています。

ただ、違うところは、前回の場合にはプロテアーゼを2回かけると、要するにプロテアーゼ耐性が少し低いようなものだったわけですがけれども、今回のものはプロテアーゼ処理を2回しても全く死活しないというようなものでございました。

病原性どうこうという話は、そういった牛で異常プリオンたんぱくの出現が見られたということで一応判断はされているというふうに考えていますので、病原性そのものということについて議論というのは特段はなかったと記憶しております。

見上委員 そうだとしたら、今回のものは要するに異常プリオンが蓄積したという観点で日本国政府としてはこれはプリオン病で、病原性があるなし関係ないんだという感じですか。

道野輸入食品安全対策室長 関係ないんだということではなくて、病原性についてあるから、ないからというようなことの議論はされていなかったと記憶しているということです。

ただ、今回の例につきましては病理組織検査で空胞変性というものも認められておりますし、免疫組織化学検査の所見についても典型的な所見が見られているというようなこともございますので、そういう意味では病理学的な観点から見ても、生化学的な観点から見ても、異常プリオンたんぱく陽性の病気というふうにみなしておられるんだというふうに受け止めております。

見上委員 そうすると、お答えは何ですか。要するに、これはいずれOIEに報告するわけですね。これはBSEなんですか。

道野輸入食品安全対策室長 そうです。

見上委員 そうしたら、これを将来調べて病原性がなくてもBSEということですね。

道野輸入食品安全対策室長 そうですね。行政的にはというか、と畜場法という法律の中で、その病気の名前を基本にして処分が判断されるような法律の仕組みになっておりますので、その診断は変わりません。

寺尾委員 多分、今の見上先生の御質問とも関連するのだと思いますけれども、この24例目というのはイタリアの非定型というものに非常にパターンが似ているとおっしゃいましたね。イタリアの非定型というのは脳の中の異常プリオンの存在場所が違うんです。これは、それをやってあるんですか。

道野輸入食品安全対策室長 実は、幸いこれは起立不能ということで病畜の方で処理していますので、材料は残ってしまして、材料確保しております。

ただ、まだ結果は出ておりませんが、詳細に調べるとということで調査を実施中でございます。

寺尾委員 24例で2頭の非定型ということであれば、2頭出ているわけですから、10頭に1頭くらいの割合でそういうものが出てきますね。そこで、典型的なBSEとこういうものというのとはどういう関係にあるのかということをはっきりさせるためには、どうしてもそういういろいろな違いを、脳内のディストリビューションの違いとか、そういうもののデータを将来集めていかなければいけないので、脳を取っていく。エライザでもってプラスになったらすべての結果が出るまで取っておくとか、そういう管理の仕方というのは非常に重要になってくる気がしますので、そこら辺のところをよろしく願いたいと思います。

寺田委員長 ほかにございますか。

これは別のときでも構わないんだけど、今、見上委員が言われる最後の表で臨床症状等と書いてあるところで、要するに米国などでは起立不能は全部ダウンになるんですか。

道野輸入食品安全対策室長 そうです。

寺田委員長 それで、向こうで例えばBSE用の神経症状というのはどれに当たるわけですか。今までは日本ではなかったんですか。

道野輸入食品安全対策室長 今まで典型的なそういった症状と申しますか、反応異常だとか、例の教科書的な症状がざっとそろって出てきたというのは確かなかったというふうに記憶しております。要するに、と畜場での生体検査というのはそのときそのときのもので、ずっと観察していて判断するというものではありませんので、現実的にと畜場の生態検査の中で典型的なものをつかまえてやってみたらBSEだったというのはなかなか難しいかと思えます。限界があるのではないかと思えます。

寺田委員長 これは今日の話に直接的には関係ないですが、その上ちょっと時間的に急いでいるので質問するのはどうかとも思いますが、いつもぴんとこないのは臨床症状というのは、要するに医者でも肝炎と言っても臨床症状はわからないときがありますね。臨床症状だけでは最終診断にはなかなか持っていけない。BSEの診断も日本では臨床症状ではなかなかできない。そこはどうも米国とかヨーロッパと違っているところがあるのではないかと思えます。要するに、欧米ではちゃんとした臨床的なトレーニングを受けている

のかわかりませんが、結構そこを日本の検査と同じぐらい重視しますでしょう。どうして日本の方でそういうちゃんとしたと言ったらおかしいですけども、BSE症状を持った牛というのがいないのが不思議ではないと思っています。いかがですか。

川島国際衛生対策室長 生きている段階での臨床検査につきましては、BSEの特定かつ伝染病防疫指針というところに今お話のございましたOIEのそういったいわゆる典型的な症状の一連のものを記載した上で判定をすることにはしておりますけれども、今、道野室長の方から御説明があったように、私どもの方でも典型的なものは確認されていないという記憶をしております。また、国によっても若干そういったいわゆる典型的な症状を摘発しているものが多いところと、少ないところと、いろいろばらつきはあるようです。ただ、いろいろな教材を使って統一的な対応ができるようにはしております。

寺田委員長 そうするのは大事になってくる可能性はありますよね。要するに臨床症状をきちんと見られる、あるいはどれほど確実に、100%とは言いませんけれども、BSEを見逃さないようにするかということが大事になってくるかもわかりません。逆に言うといわゆるダウンが日本の中で、ダウンであったのがBSE検査をやってマイナスだというのはどのくらいのパーセントいるのか。これはデータを持っているんだから計算できますね。今日はあまり時間がないので今すぐというわけではないのですが。

見上委員 時間がないですけども、1つだけどうしても知りたいことは、家畜試の感染実験で8頭目、9頭目、それからもう1頭、厚木の年を取った牛の例は牛型マウスの脳内接種で陰性ですね。厚木は和牛ですね。20歳以上だったと思うんですけども、その和牛と、今回の14歳ですか。日本で従来出てきた23頭とは別に、それよりずっと前に生まれた牛の感染源が何かその辺に関して農林水産省なり厚生労働省は、どういう考えを持っているかを教えていただきたいと思います。

川島国際衛生対策室長 これまで出ている感染ルートの解明ということで、7例目までは専門家の方に御検討いただいてやっておりまして、現在それ以降の症例につきましていわゆるリスク管理型研究という枠組みの中で先生方にお集まりをいただきまして今、分析をしていただいているところでございます。

今回いろいろ出ておりますので、そういった試料の周囲などを分析した上で取りまとめでいきたいと思っております。

見上委員 それは厚木の例も入っていますか。

川島国際衛生対策室長 記憶が定かではありませんけれども、厚木のケースについては調査をいたしました。類似の症例があまりないということで、今後蓄積されてくるデー

夕の中でそういったことも含めて議論するというような見解をいただいていたかと記憶しております。

寺田委員長 ほかにございませんか。

それでは、厚生労働省、農林水産省で今お聞きしたようなことも含めましてまた新たなことが出ましたらその都度、委員会へ報告をお願いいたします。また、今後もカナダに対して引き続き査察が行われると思いますが、その際には米国におけるいろいろな情報とかやり方を参考にしてよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の議案に移りたいと思います。どうも道野室長、川島室長、ありがとうございました。

それでは、平成 18 年度食品安全モニターの依頼について、事務局より説明をお願いします。

吉岡勸告広報課長 それでは、お手元の資料 4 に基づきまして御報告を申し上げます。平成 18 年度の食品安全モニターにつきましては、平成 18 年 1 月 26 日から 2 月 17 日までの間、募集を行いましたところ、1521 名から応募がございました。定員 470 名に対し 3.24 倍ということでございます。この応募者の中から 470 名食品安全モニターを依頼する方の選定を行ったところでございます。その内訳は別紙も御参照いただきたいと思います。男女性の比率でございますと男性が 33.8 %、女性が 66.2 %、大体 1 対 2 の割合で、これは例年もこのような状況でございます。

また、年代比率で見させていただきますと 30 代、40 代がそれぞれ約 4 分の 1、50 代が 20 % という状況になっております。

今後でございますけれども、平成 18 年 4 月 3 日付けで正式な依頼を行いたいと思います。以上でございます。

寺田委員長 何かただいまのことに質問、御意見などございますか。よろしいですか。そのほかに何かありますか。

吉岡勸告広報課長 それでは、お手元の資料 5 でございますが、「食品の安全性に関する用語集」の改訂版追補案をお配りさせていただいております。この「食品の安全性に関する用語集」につきましては、これまでこの食品の安全性に関する基本的な用語について解説し、意見交換会などで配布をしてきたところでございます。過去 16 年 3 月に初版を、そして昨年 17 年 3 月に改訂版を出させていただいたところでございます。今般、この改訂版にポジティブリスト制度関連などの新規の要望、一般の方からもいただきました御要望なども踏まえて追加し、内容を見直したものでございます。

今後、この用語集につきまして最終チェックを行いまして印刷するとともに、できましたときにはホームページの方にもアップしたいと思います。以上でございます。

寺田委員長 ありがとうございます。そのほかにはございますか。

小木津総務課長 特にございません。

寺田委員長 以上をもちまして、食品安全委員会第 137 回の会合を閉会いたします。

次回の会合につきましては、4 月 6 日木曜日 14 時から開催いたしますのでお知らせします。

また、本日 15 時から「食品に関するリスクコミュニケーション 重金属と食品の安全性」について、キャピトル東急ホテルで開催を予定していますので、お知らせいたします。どうもありがとうございました。